

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：母子保健指導費

事業名 地域周産期医療体制強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号：058-272-1111 (内 2535)

E-mail： c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,200 千円 (前年度予算額：2,200 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,200	0	0	0	0	0	0	0	2,200
要求額	2,200	0	0	0	0	0	0	0	2,200
決定額	2,200	0	0	0	0	0	0	0	2,200

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

1. 地域周産期医療体制強化事業

周産期医療機関等に従事する医師・看護師・助産師を対象に新生児蘇生法講習会を実施し、マスクとバッグ等による正しい新生児蘇生技術を習得させることで、児の救命と重篤な障害を回避する。

2. 周産期医療機関連携体制強化事業

NICU等を有する三次周産期医療機関において、院内感染による受入停止などの緊急の事案に対し、関係機関と連携して迅速に対応するため、平時から周産期医療従事者間の情報共有の緊密化と連携体制の強化を図る。

(2) 事業内容

1. 地域周産期医療体制強化事業

(1) 新生児蘇生法講習会の実施

総合・地域周産期母子医療センターを中心として新生児蘇生法研修体制を整備する。

- ・ 専門コース (Aコース) 開催による新規認定者の育成

- ・スキルアップコース（Sコース）開催による既認定者の技術向上
- (2) 新生児蘇生法インストラクターの養成
- ・総合・地域周産期母子医療センター内のインストラクターを養成（年間5名程度）及び講習会の技術向上のための研修を実施する。
2. 周産期医療機関連携体制強化事業
- (1) 周産期医療関係者会議の開催
- 平時の情報共有と連携体制強化のための会議を開催する。
- また、県周産期医療協議会ワーキンググループとしての位置づけも兼ねることから、周産期死亡等の事例分析や精神疾患を有する妊産婦支援に関する実務者検討会として具体的な計画内容について協議する。
- (2) 周産期医療従事者間の連携ツールとしてのメーリングリストの運営（※三次周産期医療機関（7病院）に従事する医療関係者を主たるメンバーとする）

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	1,335	周産期医療関係者会議委員報償費、講師報償費
旅費	516	費用弁償、講師旅費、業務旅費、研修会参加旅費
需用費	108	消耗品、会議費
役務費	131	通信運搬費
使用料	10	会議会場使用料
補助金	100	研修会受講費用
合計	2,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画
第3部－第2章－第9節 周産期医療対策

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

周産期医療機関等に従事する医療関係者を対象に新生児蘇生法講習会を開催することにより、出生時に円滑な対外呼吸循環に移行できない新生児に対する適切な蘇生法の取得を目指し、児の救命と重篤な障害を回避する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
				(前々年度末時点)		
新生児蘇生法講習会 受講者数（累計）	(H)	906 (H26)	1,030 (H27)	1,453 (R1)	1,530 (R2)	95%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

新生児蘇生法講習会の開催

専門（A）コース 4回（岐阜、西濃、東濃、飛騨圏域各1回）

スキルアップ（S）コース1回

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

専門（A）コースで64名の受講を見込んでいる。医療機関でお産に従事する者から、救命救急士、助産師教育機関の教員まで幅広く受講することにより、より多くの医療従事者が新生児蘇生法を取得することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	お産に従事する医療関係者が本事業を通じて、新生児蘇生法を習得することにより、県内の新生児死亡率等の低下に寄与するため、必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	令和元年度までに1,453名の医療関係者が受講しており、確実に事業効果が現れている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	各圏域で講習会を開催することで、県内の周産期医療従事者へ広く技術の普及を行えている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成28年4月まではAコースの一部を受講することで既認定者の資格更新が行えたが、平成28年5月以降は、資格更新についてはSコース受講が必要となった。県では制度変更に対応するため、平成30年度から、前年度まで県総合医療センターで2回開催していたAコース（各32名受講）のうち、1回をSコースに切り替えた。それに伴い、Aコースで新規認定可能な人数が32名減少しており、新規認定者の増加の伸び悩みの要因となることが予想される。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 周産期医療機関の新規従事者への新生児蘇生法技術の普及や、既認定者の技術向上をフォローするために、今後も継続して事業を実施していく。
